

地方自治は今

発行者：行財政改革クラブ・泉 武弘 政策研究所・市議会議員 泉 武弘
 別府市上平田町13組 TEL 0977-67-0570 FAX 0977-67-0659 携帯090-3410-0084
 ホームページ <http://www.izumi-t.jp> E-mailアドレス genki@izumi-t.jp

お元気ですか泉武弘です。



地方自治は今

全国の自治体では生き残りをかけて、合併や行財政の改革を通じて必死の取り組みがされています。

その背景として

- 1) 国の財政破綻による地方へのしわ寄せ
- 2) 少子高齢化による人口の減少
- 3) 税収の減少
- 4) 高齢者を中心とする社会福祉費の増加などが考えられます。

国は三位一体による地方との関係を築こうとしていますが、長い間、補助金や交付税に依存してきた地方の財政運営に対する体質は一気に変わるものではありません。しかし地方を取り巻く環境がますます厳しさを増しているのが現状です。

今回、「地方自治は今」を特集させていただ

きました。行財政改革への取り組みや問題点を分かっていたいただければと願っています。

多くの自治体が積み立てた基金を借金の返済などで取り崩す傾向にあります。今まで多額の公共事業費を計上して景気対策をしてきた自治体も地方債（借金）の発行を抑制して、財政の建て直しの方向に大きく転換しています。

このような状況の中で、多くの自治体では、行財政の改革が緊急の課題となっています。これらの行財政改革を進める上で特に重要なことは、ただ経費を抑制、カットするというだけでなく、住民に対するサービスがほとんど同じで変わらないのであれば、「コストの高いシステム」から「よりコストの低いシステム」に切り替える、それによって、新たな財源を生み出すということです。そして具体的な方法として「コストの高い{公立}{直営}」から「よりコストの低い{民間}委託または嘱託：パートなどに切り替えるということです。

今後の方向と課題

すでにかかなりの自治体で「直営」からコストの低い「委託、パート、嘱託」への切り替えが進められています。2004年2月から3月初旬にかけて民間の調査機関が681市と東京23区に対して実施した委託度調査では、民間委託（全面委託と一部委託）実施自治体の比率が回答自治体の50%以上に達したのは、本庁舎警備80.6%本庁舎電話交換55.6%可燃ごみ収集77.5%下水道処理施設管理運営55.8%公園管理62.2%など10事務事業。実施自治体の比率が90%以上に上がったのは本庁舎清掃97.9%と道路測量、現況地図作成90.2%となっています。

行政改革を進める上で重要なことは

- 1) 常にコストの面から行政を見ることや税金を効率よく使うという観点から、直営から

委託、民営化などへの転換を積極的にはかっていくことが必要ですが、その際、特に大事なことは、行政をつねにコストの面から見ることでしょう。

これまで行政現場では「この仕事にどのくらいのコストがかかっているか」というコスト意識が希薄でした。これからは、あらゆる仕事について、まず、どのくらいのコストがかかっているかを算定し、それを別の方式、たとえば委託などに切り替えたらどのくらいコストが下がるのかを数字で把握、そして検討し、住民サービスが変わらないのであれば、少しでもコストの低い方式に切り替える、それによって財源を生み出すことが必要です。

- 2) コストの公開をして納税者に「直営か民間か」を選択してもらおう。

これまでは仕事にかかるコストが一般には公開されず、しかも住民にも公開されていませんでした。今後は仕事にかかる費用を積極的に公開して、いずれの方式をとるのが、税金を効率よく使うという観点から見てのぞましいかを、納税者、住民によく考えてもらうことが必要です。

- 3) 行政改革は文字だけでなく、数字でしめすこと。

これまで多くの自治体における改革の取り組みでは、委託とかO A化などの、言葉、用語だけが並べられた作文のようでした。行財政改革は数字で示すことと、特にコストをどのように引き下げるかを示すことが特に大事なのです。

- 4) 委託によって生み出される金額は新たな事業の財源になります。

委託、嘱託、パートなどによって生み出される財源は極めて大きな額になります。新たな財源作りという観点から見た場合、極めて有効な効果の大きい手法だといえます。

- 5) 管理は、行政でなく民間、地元または嘱託、パートで。

公立、民間のコスト比較から、今後の行政運営に当たっては、「施設の建設は行政」で行っても「管理は民間、地元又は嘱託、パートで行い、管理に行政(職員)は、直接手を出すべきではないといえます。

公と民とのコスト比較

地方自治経営学会が調査した公と民とのコスト比較(公立、直営)のコストを100とした

場合の民間コストは次のようになっています。

1) 可燃ごみ収集	44.6%
2) 不燃ごみ収集	54.2%
3) 学校給食	47.4%
4) 電話交換	34.7%
5) 庁舎警備	58.3%
6) 体育施設	72.0%
7) 市民会館	74.2%
8) 児童館	44.9%
9) 幼稚園	28.7%
10) 学童保育	35.0%

など25の項目でコストの比較をしています。

さらに学会では民営化によって生み出される財源についても調査しています。直営(公立)から民間(委託)「嘱託、パート等」に切り替えることによって生み出される額は

- (1) 人口10万人規模程度の市だと

ごみ収集で	約2億円
学校給食で	約1億円
学校用務員で	約1億円
学校警備で	約1億円
公用車(10から20台で)	約5千万円
ホームヘルパー〔30人〕	約5千万円
文化、体育施設管理で	1億円から2億円
保育所で	3億円から5億円
幼稚園で	3億円から5億円
学童保育で	2億円から3億円
計	15億円から30億円

となっています。

この他に学会が調査した他の業種を含めると、年間20億円から40億円が浮く計算になります〔後述の志木市の実例を参考にしてください〕「公と民とのサービスが同じだとすれば」税金を公にだけ2倍以上投入するのは、著しく不合理、大変な税金のムダ遣いとなります。

民間委託の実情

次に民間委託の実情について見てみます。

自治体業務の民間委託がクローズアップされるようになったのは、1979年、英国にサッチャー政権が誕生してからです。コスト削減を狙いにそれまで直営だった道路管理、建物修繕やごみ収集などの業務を入札にかけて、直営の事業部門を民間部門と競わせる「競争入札」が法制度として導入しました。

米国でも補助金の大幅削減などによる自治体

財政の悪化を背景に「競争入札」制度と同じような動きが広がりました。その動きはフェニックス市で始まり、ごみ収集などの業務実施で強制的に民間業者と競争させる仕組みをつくりました。

わが国でも先進自治体では早くから委託や民営化、嘱託、パートなど民間の力を導入して自治体の固定経費の削減に取り組んできました。その実例はトップランナーの春日市や志木市、高浜市の実例から見るすることができます。

先に民間の調査機関が出した資料によると民間委託は次のようになっています。

この調査方法は民間委託（民営化を含む）の取り組みの進捗度合いを自治体間で比較するため、加点方式による「民間委託度ランキング：共通項目ベース」と「同ランキング：全項目ベース」を作成しています。ランキングでの加点の仕方は業務ごと「全面民営化」を5点、「一部民営化」を2点「全面民間委託」を4.5点、「実施率50%以上の一部民間委託」を2点、「実施率50%未満の一部民間委託」を1点、「すべて直営」は嘱託：パート活用を含めて0点。さらに、直営自治体（3月末現在）を対象に計画したベースで「民営化：民間委託の具体的な計画がある」は0.5点「具体的な計画はないが、民営化、民間委託を検討中」は0.2点「民営化、民間委託は考えていない」と「法令等の制約で民営化、民間委託ができない」はともに0点として、偏差値化しています。全項目は計35の業務、共通項目は「一部事務組合や外郭団体に委託、または該当する業務がない」に回答した自治体と無回答自治体を合わせた自治体数の比率が10%以下だった計20の業務をさします。調査対象はごみの収集、学校給食、保育所の管理運営、幼稚園の管理運営、公園の管理運営、図書館の管理運営、市民会館の管理運営など35の業務です。

民間委託度〔共通項目ベース〕

上位200市、区ランキング

1位 春日市	2位 小郡市	3位 宗像市
4位 筑紫野市	5位 飯能市	6位 土浦市
7位 今治市	8位 茅野市	9位 生駒市
10位 袖ヶ浦市		

となっていますが、大分県では177位に臼杵市がはいっているだけです。

また共通項目ベースの偏差値と得点では、福岡県の春日市が偏差値80.5でトップです、大

分県関係では日田市が偏差値57.6で129位、臼杵市が53.0で232位、大分市が35.0で560位となっています。そして別府市は602の市や区の中で偏差値33.5で576位となっています。

委託度ランキングや偏差値から見ると、別府市の改革への取り組みがいかにも遅れているかわかると思います。民間委託〔民営化〕をする際の障害についても調査しています。それによると、「現在当該事業に携わっている職員の処遇」が一番多く73.0%となっています。また、受託業者が知り得る住民のプライバシーに関する「守秘義務の問題」46.6%、労働組合の理解が得られない46.1%、委託先が見つからない40.5%となっていますが、住民の理解が得られない26.0%、議会の理解が得られない19.3%となっています。

今後、民間委託市場はさらに増え続け5年後の民間委託市場は6,000億にも達すると予想しています。

志木市に見る改革の実例

今全国で最も注目を集めているのが、志木市〔埼玉県〕です。

志木市が注目を集めているのはなんといっても、その街づくりの方法にあるといえます。志木市は政策形成における段階で市民委員会をつくり委員会は「市民および市が協働し、市民自らが行政の運営に関して必要な提言や調査研究を行う」と目的を明確にして、市民から公募した252人のボランティアが9つの部会にわかれ、事務局を役所でなく市民自らが担当し、また、各種の運営ルール要綱を自主的に設け、活動が役所へ一方的な意見や批判、要望をぶつける場所とならないようにして、企画、総務、生活環境、健康福祉、都市整備、教育、病院水道、合併、IT部会において調査や提言を行っています。市長はこの委員会の活動を「第2の市役所」と位置づけています。

14年度予算編成に当たって、志木市は内部改革のための本部を設置して、927の事務事業全てゼロベースで見直し、本部の見直し案は市民委員会でも検討され、市民委員会独自の案も作成されました。複数の見直し案から最終的に市長の選択によって430の事業の廃止、縮減、見直しが決定し、12億7千万円の予算の削減を実施しています。さらに15年度7億5,000千万円、16年度7億円の削減見込んでいます。

全国の市町村では「おまじないのように」「住民参加や住民が主人公」などの言葉は大変

よく使われますが、志木市のように、予算や行政全般にわたって市民の意見や提言を実行している市は極めて少ないと思います。

先ほど説明したように252人の市民委員会の委員は全て無償ボランティアで構成されています。多くの自治体でこのような組織を作ろうとすれば、審議にかかる費用をどうするのかなどが話題になりますが、志木市では市政に関心の深い人ばかりの集まりで、全員無償のボランティアです。もともと政治に住民の意見が最も尊重されるのが基本で、その事をここで強調しなければならぬことを大変寂しいと思います。

志木市では市民委員会の役割について次のように定めています。

「文化・スポーツの振興や公共施設の運営など、現行の制度や考え方、あるいは実施している諸施策などを、市民の立場、視点で調査研究し、限られた財源の中で、より効果的な市政運営をするために、批判や提言をする」そして市民委員会参加資格について20歳以上の市内在住又は在勤者で、市政に深い関心と熱意ある方と定めています。募集人員は200人で学識経験者以外は、公募とし任期は2年となっています。

市民の皆さんは希望する部会を選んで応募でき会議の開催日は原則として、土曜日、日曜日、および夜間に行っています。

志木市の特徴は「納税者が自分の納めた税金の使い途に意見や提言者として」政策形成の一部に参加できることです。

そしてもうひとつの特徴は「市町村長の廃止提案」と「シティーマネージャー制度」導入の提案です。この制度は公選で選出された議員の中で、行政事務を担当する委員会を組織し、委員の中から代表者を選んで「市の統括代表者」として行政事務を担当する」制度ですが、この制度の導入について次のように述べています。

「公選による議会と市長が一体化し、市長と議員の削減による多額の経費削減による節約と、行政の効率化を図ることができる。議員も市長も公約を掲げて公選されているにもかかわらず、両者の機能が異なるため、議会が「提案権」から「チェック機能」のみに変質し、提案機能の一つといわれる「一般質問も」等も、ややもすれば「不毛の論議に」になりかねず、多大な経費を要する市長職と議員職を、機能的、効率的に再構築すべきであり、長と議会の二元制度、力学的な関係からは議会の形式化、形骸化、あるいは混乱を招く恐れがあり、さらには無秩序な財政の肥大化を招くことがあると述べ

ています。

志木市ではこの制度の導入をすでに行政特区で国に申請をしています。

次に志木市のもっとも特徴的な行政運営である「市民との協働による行政運営推進条例」について説明します。

この条例の目的は、市民の有する知識経験及び能力を活かした行政運営を展開するため、市民との協働による行政運営の基本的な事項を定め、活力と魅力に満ちた自立する都市の創造に資するとしています。基本理念として、市民公益活動団体および市は、対等の立場でそれぞれの役割及び責務を理解し、市民協働の推進に努めるとしています。

志木市では行政パートナーについては次のように述べています。

平成15年度からは、市の業務を市の職員が行うだけでなく、行政パートナーとともにを行っています。この行政パートナーとは、登録された市民公益活動団体（主に市内を拠点にして、自発的かつ自立的に、営利を目的としない社会貢献活動をしている、NPO法人やボランティア団体など）のうち実際に市と業務委託契約を締結し、業務を実施する団体です。

この制度のねらいは高い公務員の給料に変わって、知識や経験を持っている市民を多く活用することによって、コストの軽減と行政に弾力性を発揮させ、市民を街づくりと、政策形成に参加させることによって、住民自治を確立させることを目的としています。

志木市が注目されているのは政策が素晴らしいだけでなく、すべての政策を確実に実施している事です。

たとえば職員採用では、退職した職員の穴を行政パートナー埋め、現在530人の職員数を20年間で半減、「最終的には50人まで」減らす計画です。

このため志木市ではすでに一般職の採用を、今後5年間凍結することを決定しています。これはすでに直面している少子高齢化による税の減少と地方組織の将来のあり方を実践している証しです。

高浜市の場合(愛知県)

役所の仕事の中には「正職員でなくてもできる仕事がある」という認識をバネに徹底して業

務の中身を見直して、お役所仕事の中にある甘えの構造を打破する顧客志向、目標管理、それを可能にする内部の事業評価検証システム等を導入して人事管理の徹底と成果主義によって確実に成果を挙げているのが高浜市です。

この中で行政の事務は正職員でなくてもできると判断、行政事務の受け皿として高浜市が5,000万円出資して「高浜市総合サービス株式会社」を平成6年に設立しています。この会社の役員は全員無報酬で代表者や他の取締役も市内の会社の代表者や税理士がしています。高浜市はこの株式会社を設立した理由を次のように述べています。

メリットは

- 1) 利潤追求の事業展開ができる
- 2) 利益を高浜市に還元できる
- 3) サービスの向上が図れる
- 4) 地方公務員法にとらわれず人の採用ができる
- 5) 多角的な事業展開ができる

デメリットは

- 1) 行政の補完業務であっても議会の権利能力がおよばない
- 2) 営業利益に課税される

株式会社の社員は15年度224名で、正規社員65名、臨時社員159名、となっています。14年度の売り上げは5億16,613千円で当期利益は3,278千円となっています。

会社の仕事は

- 1) 公共施設管理サービス事業
- 2) 医療事務サービス事業
- 3) 給食サービス事業
- 4) 用務員サービス事業
- 5) 事務支援サービス事業
- 6) 市役所窓口サービス事業
- 7) 水道事業サービス事業
- 8) 公用車運転サービス事業
- 9) 交通、防犯サービス事業
- 10) 清掃サービス事業
- 11) 物販サービス事業

となっています。

高浜市では公務員の仕事が株式会社に確実に移行しており、将来的には行政の大きな部分を占める人件費の抑制に大きな効果を発揮するこ

とが期待されています。

高浜市と志木市の共通点は、市民との協働での市政運営を目指していることです。相違点は、志木市では予算など政策形成に市民参加を位置づけていますが、高浜市では予算の配分権は行政が責任を持つが、その執行については市民に権限を委譲しようとしています。両市とも行政への市民参加という点では一致しています。

私たちが市政運営で考えなければならないことは、市民に政治に参画してもらい、意見や提言を受けてそれをどのように活かすかだともいいます。

改革のトップランナー 春日市に見る取り組み

行財政改革に興味を持っている人や実際に取り組んでいる人には春日市は生きた教科書とされています。

その特徴は

- 1) 良好な財政状態
- 2) 少ない職員や議員の数
- 3) 民間委託率の高さ

に見ることができます。

この項では春日市の考え方や改革の進め方について見てみます。

春日市の行政改革への取り組みは古く、昭和63年6月に第1次行政改革大綱を策定しています。その後、3回にわたり行政改革大綱を策定し、その大綱に沿って民間委託などに積極的に取り組み、財政の効率化など大きな効果を上げています。

春日市は改革の必要性について、次のように述べています。

21世紀に入り、社会情勢はかつてない大きな構造的転機を迎え、これまでの制度や慣行では対応できない時代となっています。景気後退、少子化、高齢化、情報化、価値観の多様化、国際化という環境変化に対応するための行政改革が早急に求められています。また、地方分権推進一括法の施行に伴い、「自己決定。自己責任」の原則の下で、各自治体は、独自の行政改革を推進することが求められています。今後10年間の街づくりの方向性を定めた第4次総合計画を実現するため、3つの基本姿勢「協働」「経営」「広域」を掲げました。この3つの基本的姿勢は、推進する行政改革の柱となります。

次に春日市は行政改革の目的を次のように述べています。

経済の低迷による厳しい財政状況の中、高度、多様化していく市民要求に適切に対応しながら、将来都市像を実現するためには、一人一人の市民、一人一人の職員が、自らの創意工夫と努力によって、主体的に街づくりに携わっていくことが重要です。行政改革は、税財源の減少、構造的な社会変化、市民要求の高度、多様化などの環境変化に対応し、「真に必要なサービスを市民とともに実現する」としています。

さらに改革推進の基本方針では、私たちが経験したことのない環境変化の中で、現在の行政サービスの水準を維持、向上することは、行政の力だけでは困難な状況になってきています。

これからは、市民、企業、行政が、それぞれの役割に応じて、協働して街づくりを進めることが重要となります。そのために、市民、企業、行政間における情報の共有化、協働に対応した人材育成、行政組織作りに取り組みます。また地方分権の進展により、自治体は自己決定、自己責任の下、地域を経営する能力が問われています。

そのため、必要性や投資効果などを十分に見極め、市民の満足が高く適切な行政サービスを提供する体制を確立します。広域連携を推進して消防、水道、ごみ処理、火葬など近隣自治体と協力して経済性や効率性での効果について述べています。

春日市では行政改革を推進するために3つの原則を明確にしています。

1) 経済性

より少ない経費で、一定の効果を上げることです。

2) 効率性

一定の経費制約の中で、より効果的に成果を上げることです。

3) 有効性

一定の経費の中で、市民要求の充足あるいは目的に合った施策、事業となっていることです。

これらの3つの基本原則についてさらに詳しく説明しています。

経済性、効率性の追求は、従来からの行政改革の柱となっていました、積極的に取り組んできた民間委託も、そのための手法でした。経費を節減して効率的に事業を実施できたとしても、市民要求の充足あるいは目的に合った施策、事業となっていなければ、事業そのものの見直し

が必要となり、いずれの施策、事業も「有効性の」達成が求められていることを意味しています。

これらの基本原則に沿って市政の運営をしてきた春日市の実態を見ると

1) 職員数や議員数

2) 財政力

3) 民間委託度

などに特徴を見ることができます。

市財政の中で大きなウェートを占める人件費比率が少ないほど、投資に回すことができます。

春日市 106,897人 職員数 458人

別府市 126,523人 職員数 1,242人

職員1人に対する市民の数

春日市 233人 別府市 101人

春日市の職員は別府市職員の2倍以上市民のお世話をしています。

次に財政力を見ると

経常収支比率

春日市 86.5% 別府市 91.1%

となっています。この比率が高いほど固定経費の占める比率割合が多く投資に回す余裕がなく財政の硬直化が進んでいることを示しています。

次に議員数を見ると

春日市 法定数 34人 現員数 22人

議員一人に対する市民の数 4,858人

別府市 法定数 34人 現員数 31人

議員一人に対する市民の数 4,081人

となっています。議員一人に対する市民の数では春日市が777人上回っています。「数字は15年度分を使用しています」

民間の調査機関が全国579市と東京23区について調査した「4月19日発表」の民間委託度について見ると

春日市 1位 別府市 576位

となっており別府市の取り組みがいかに遅れているかお分かりいただけたと思います。

次に春日市の具体的な取り組みについて見ると、保育所運営は昭和61年度に委託を開始しています。委託開始前76人の職員が平成14年では37人となっています。直営と委託との経費の比較では、園児一人に対する市の負担額は、直営の746,000円に対して委託では293,000円で差額は453,000円となっています。直営は委託よりも園児一人当たり45万円多く税金が使われています。

次に小学校の給食調理委託を見ると、昭和60年40人の職員が平成14年では17人となっています。直営と委託との経費比較で(13年度)

一食あたり直営では422円、委託では201円となっています。直営では委託の倍の経費がかかっています。保育園や学校給食調理で直営の経費が高いのは人件費によるものです。同じサービスが提供できるのであればコストの低い民間に切り替えることは税金の使い方として当然ではないでしょうか。

春日市では全国に先がけて行財政の改革を進めており、その結果民間委託度ランキング1位となっています。

これまでは先進自治体の取り組みについてご紹介しましたが別府市の現状について見てみます。

別府市の取り組みでは前市長時代に実施した保育園の民間委託、学校用務員、給食配送業務、電話交換手、学校事務員などの臨時や嘱託化、水道事業は経営改善案が議会に示され18年度実施に向けて取り組みがされています。全国の80%近くが実施している、可燃ごみ、不燃ごみ収集委託時期や方法についていまだに確定していません。幼稚園はすでに直営の方針を表明しています。し尿処理場は方針さえ出ていません。中央公民館も同じです。この状態で推移すれば別府市の行財政改革は停滞してしまいます。

少子化と高齢化は生産年齢の減少と高齢者福祉費の増加という形で確実に現れます。少子化は労働力人口の減少を生み納税者の減少に確実につながります。行政組織や財政規模を決める上で人口問題は重要なのです。各種の調査による人口は次のようになります。

* 別府市の推計人口

	人口問題 研究所	大分大学	日本統計 協会
2005年	124,799人	121,500人	123,522人
2010年	122,766人	116,551人	119,390人
2015年	120,072人	110,649人	114,249人
2020年	116,393人		108,360人

大分大学では2020年の人口推計がありません

人口の推計は手法が異なるため推計に差が生じます。しかしどの統計をとっても別府市の人口が減少することだけは確実のようです。

さらに深刻なことは年少人口の減少です。2004年15,224人が2015年では12,837人となり2,386人減少します。生産人口は2004年77,844人が2015年には65,978人となり11,866人の減少となります。一方、老年人口

は2004年30,451人が2015年には35,434人となり6.36%の増加となっています。このことから別府市の財政に人口問題が大きな影響を与えることがお分かりいただけたとおもいます。

国の財政破綻による地方交付税や補助金収入の大幅な減少や市税収入の減少など歳入の減少はとめる事ができません。一方、高齢者の増加で老人医療費、介護保険給付費、そして生活保護費などは確実に増加する見込みです。これらを現行制度で推移したと仮定した場合、2015年の老人医療費は、15年度決算見込みが155億4千万円（一般会計繰り出し金8億8千4百万円）で2015年では214億1千万円（一般会計繰り出し金17億8千万円）で一般会計の繰り出し金は2倍近くになります。医療費は約37.8%増加の見込みで、介護保険給付費は、15年度決算見込みが65億8千万円で2015年度は150億円が見込まれ、約128%の増加、生活保護費は、15年度決算見込みが60億9千万円で2015年は75億1千万円で約23.3%の増加が見込まれます。

「収入の大幅な減少と支出の大幅な増加」と「将来人口の減少問題」で、別府市の財政状況が今後ますます厳しくなっていくことがお分かりいただけたと思います。この状況で今の組織や事務事業を続けることは100%できないことなのです。次に別府市の進めている行財政改革の問題点について考えて見ます。改革を進める上で特に重要なことは、

- 1) 行政事務の範囲を明確にする
行政の仕事を見ていると住民と行政の守備範囲が不明確なため行政の事務量の増加になっている
- 2) 行政事務の実施方法を明確にする
公務員がする仕事、公務員と民間との協働です仕事、民間でできる仕事、嘱託、臨時職員、パート、NPO、有償、無償のボランティア、シルバー人材センター、行政パートナーなどのできる仕事、
- 3) 人口の増減にあわせた行政規模の確立
人口の増減は納税者に直接結びつく重要な要素であり、行政組織や財政規模を決める上で欠かすことのできないものです
- 4) 都市経営の方針を明確にする
限られた財源での都市経営には限界があり、どのような都市を目指すのかを明確にした上で予算編成をすべきである
- 5) 自己決定、自己責任の確立
地方自治は住民自らが治めることです

が、現状は国の影響が大きく自己決定ができない仕組みです。国の財政破綻によって今後は地方の財政状態に沿った行政サービスが行われることが予想されます。

行財政改革は、行政が事業のコストを公開して、住民がサービスの方法を選択することを心がけるべきですが別府市では行われていません。志木市のように住民が政策形成や都市経営に参画しているのは極めて珍しいといえます。別府市の行財政改革の進め方について問題点を探ると

- 1) 行財政改革に市民の意見が反映されていない
- 2) 行政が立案して行政が実施する行政主役の改革である
- 3) 住民は行財政改革に意見を言う機会がない
- 4) 改革が労使協議によって進められているが、一番大事な納税者との協議がされていない
- 5) 行政コストや行財政改革案が公開されていないため住民は行政サービスを選択する基準がない
- 6) 事務事業量が明確にならないままの改革では、行政だけの小手先だけの改革になり将来に耐えうる改革にならない
- 7) 職員は現状に対する認識が甘く、自らの創意工夫による改革案が示されていない。

執行部や職員、議員は「税金は市民からの預かり物」との認識を持ち行政行為によって「市民福祉の向上」に全力を挙げなければなりません。別府市の改革に対する取り組みを見ていると、熱意が感じられず「改革音頭」を歌っているだけのような気がします。

一日も早く「身の丈に」あった行政運営ができるように執行部、議会、職員は行財政改革に全力で取り組むことが強くもとめられています。私もその一員であることの責任の重さを自覚して、以前にも増して市民のための行財政改革の推進に全力を挙げることを約束して「地方自治は今」を閉じます。

読んでいただきありがとうございます。

市議会議員 行財政改革クラブ代表者
泉 武弘

ホームページ 始めました!

私が直接
お届けしています。

市政だよりは

行政の問題点を
シリーズで
載せています。

HPアドレス

<http://www.izumi-t.jp>

E-mailアドレス

genki@izumi-t.jp

市政の問題点をさらに詳しく分析してメールマガジンでお届けしています。(無料)ぜひご利用下さい。
あなたのご意見やお叱りをどんなことでもお聞かせ下さい。

TEL 0977-67-0570・67-0659
FAX 0977-67-0659
携帯 090-3410-0084